

## 第三者評価結果

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<コメント> 全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針を踏まえ、保育所の法人理念、保育理念、基本方針に基づき作成されています。全体的な計画の作成にあたり、子どもの年齢ごとの心身の発達状況や家庭環境、保育時間、地域の実態等を考慮し、子どもの発達過程に沿いクラス担任が中心となり全職員で取り組んでいます。年間目標や教育・保育のねらいや内容は法人の理念でもある「子どもの意思の尊重」「個性を大切にす」等を踏まえ年齢別に設定されています。また、定期的に計画や目標の達成状況、反省点、課題点等を記録し、期ごとに職員会議で振り返り、全職員で検討し、次期の全体的な計画の作成に生かしています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> 子どもの生活の場としてふさわしい環境づくりをこころがけています。室温は夏場は25℃～28℃、冬場は18℃～20℃、湿度は50%～60%を基本としエアコンや加湿器を使用し調整しています。換気は朝、散歩後、食後、午睡あけ、約2時間おきに行っています。保育室での活動時は光を取り入れ明るくし、午睡時にはカーテンやシャッターを利用し入眠しやすい環境を作っています。棚や柱の角、園庭のブロックにはクッションを貼りぶつかっても危険のないよう配慮しています。事故防止チェックリストを使い日々職員が自主点検をし、定期的に職員会議で話し合い、必要があればその都度改善しています。保育室や手洗い場、トイレ等の掃除や玩具の消毒はマニュアルにより定められた方法と消毒を用い定期的に行っています。		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 子ども一人ひとりの発達状況や家庭環境の違いや個性、特性による個人差を理解し、それぞれに合わせた保育や声かけ等の方法を、担任を中心に職員会議やクラス会議にて職員間で話し合い、どの職員も同じ対応ができるよう配慮しています。内容は議事録を作成し職員間で共有しています。子どもが自分の気持ちを表現できるような配慮として、個別に話を聞いたり、スキンシップを多く取り、表情等からも対応の必要性を読み取る等、子ども一人ひとりに寄り添った対応ができるようにしています。子どもに対して指示語は使用せず、「できるといいね」「やってみようか」と子どものやる気を引き出すよう心がけています。また、行動を保育士が見せることで子どもが興味を持てるよう工夫しています。保育の方法を見つめ直すために、全国保育士協会発行の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を全職員で行っています。		
【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント> 基本的な生活習慣を身につけることについて年齢で区切ったの指導はせず、子どもの発達状況に応じて、散歩から戻った際、食事前には手を洗う、自分で衣類を準備して着替えをする、靴やおもちゃを自分で出したりしまったりする等の行動ができるような声かけや保育を行っています。行動や方法は言葉で伝えるだけでなく、絵本を利用したり他の子どもや保育士の行動を見せ「自分もそうしたい」という意欲や自主性を育てる工夫をしています。おもちゃやスリッパ等物品の置き場所は言葉で指示するのではなく、テープで枠を作ったり、絵や文字を使用し視覚で理解できるようにしています。体操教室等動きのある日には動きの少ない自学自習を長めに行う等、活動と休息のバランスにも配慮した保育を行っています。		

【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>遊びや行動を押し付けることなく子どもそれぞれが選び、興味のあることができるような環境作りをしています。帰りの会で翌日何をしたいのか確認し、それを取り入れることもしています。園庭での活動や散歩等、積極的に戸外活動を行い、探索活動や自然に触れる機会も多くもっています。散歩時やハロウィンイベント等の際には、近隣の人と積極的に挨拶や交流をもっています。集団遊びの際にルールを保育士が伝えることもありますが、子ども同士でルールを決めたりと遊びの中から社会生活を学べるようにしています。異年齢での遊びや活動の際には、年長児が年下の子どもを気遣うことが自然とできる環境作りをしています。朝の挨拶や食事のメニューの発表、テーブル拭き等の当番を行うことで責任感を培うことができる他、子どもがその日に輝いていた子どもを選び、翌日「スーパーハッピーな人」として発表することで、認められる喜びを得られるよう工夫しています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>乳児保育においては月齢差を考慮し生活や遊びの内容を決めています。長時間過ごすために午前中にも睡眠時間を設け体力の消耗や長時間の保育に配慮しています。様々なことに興味を持ち、多くの体験を安全に行えるよう自由遊びの際には保育士は担当を決め、特定の間が関わることで子どもが安心感を抱き活動でき、けがや事故も防げるようにしています。担当保育士がその場を離れる時には他の保育士にきちんと状況を伝え、子どもが不安にならないよう配慮しています。保育の際には抱っこや話しかけを多く行いコミュニケーションをとり、人と触れ合うことの大切さを伝えるようにしています。保護者との送迎時等の会話の中でスキンシップや声かけ、遊びの方法等を確認し、家庭生活と保育園での方法に差異が生じないようにしています。家庭での方法に助言が必要な際には保護者と話し合うことも積極的に行っています。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3歳未満時の保育において、遊びや行動を限定することなく子どもが自ら興味のあることを行えるよう玩具や教材を用意し、選択の幅をもてる工夫をしています。散歩時や園内・園庭での活動時においても自然に触れたり探索活動や他の子どもとルールを決めた遊び等が行えるよう、基本的には見守りの姿勢で保育を行っています。子ども同士のトラブルについても保育士は基本的には見守り、手が出そうになったり泣き出したりしそうな際には個々に話を聞き、「どうしたい?」「どうすればいいと思う?」と解決策を自ら導き出せるよう介入しています。体操や英語等各レッスンの講師や、散歩中には近隣の住人やお店の人、園見学者等と関わったり挨拶をする機会をもっています。毎日の保育の様子は電子連絡帳を使用し文章や画像で保護者に伝え、家庭からの様子も同様に電子連絡帳や送迎時の会話から確認する等情報共有をし、家庭と保育の連携を図っています。</p>		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3歳以上児の保育については全体的な計画の中で、年齢に応じた保育のねらいや内容を定め、1年を4期に分けた年間指導計画で発達・成長段階に応じた内容を示し実施しています。生活習慣の獲得、社会のルールを身につける、様々なことに興味をもつ、運動機能の向上等が段階的に行えるよう、月案、週日指導計画案等を作成し、日々の活動はデイリープログラムに沿って実施されています。3歳児保育では子どもの意思を尊重し、活動に誘うことはしますが無理強いはいしないようにしています。4歳児保育では集団生活の中でそれぞれの個性を保育士が把握し、それが発揮できるような関わりをしています。5歳児保育では子どもそれぞれの個性を生かしつつ、運動会や発表会等他の子どもと協力してひとつのことをやり遂げる喜びを感じられるよう配慮しています。また、公園等の異年齢交流児には年齢の低い子どもの面倒を見る等で役割を自ら見つけたり責任感を育む工夫をしています。</p>		

【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在身体障害のある子どもはいませんが、建物内にエレベーターが設置されており移動がしやすい作りとなっています。建物の作りから重度の障害への対応は難しいため、入園希望があれば障害の程度を確認し相談に応じています。看護師が障害児についての研修を受け、発達支援コーディネーターの資格を取りその知識を園内研修にて全職員に周知しています。子ども同士の交流ができるよう、生活の場を分けるような対応はしていません。必要時には地域療育センターと連携して保育にあたっています。家庭とも情報共有を密にとり行い、家庭と保育との生活の差が出ないよう配慮しています。保護者に対し保育方法等の必要な情報提供をして、より子どもができることを伸ばすことができるよう努力しています。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>長時間にわたる保育のために発達状況や個別性に配慮したうえで1日のプログラムを構成しています。動きの大きい行動ばかりにならず静と動の割合を考慮し、疲れ過ぎず飽きのこない生活となるように配慮しています。環境についても1日同じ場所で過ごすことなく、疲れてきた午後の時間にはゆったりと落ち着いて過ごすことができるよう保育室の明るさや音に配慮した環境整備をしています。17時以降は合同保育を行い、子どもと保育士が一对一に近くなるよう職員配置しています。職員が交代する際には口頭や書面で詳細な引継ぎを行い連続性のある保育を心がけています。保護者との連携や情報共有は連絡帳のみでなく、送迎時等に密な連絡、報告を行うようにしています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>5歳児の年間指導計画の中で、就学に向けて意欲をもち社会性を育めるような取り組みが設定され、就学への期待や喜びが共有できるよう関わることを目標としています。幼保小連携として毎年秋には近隣の小学校のイベントに招待され、小学生と子どもが一对一となりおもちゃ作りやゲームをしたりすることで小学校での生活が感じられる機会をもっています。青葉区が主催する「職員交流」の中で保育士は小学校教諭と合同研修や意見交換等、スムーズな就学に向けた取り組みをしています。都合により職員交流に参加できなかった場合でもレジュメや報告書が送られてくるため内容が確認できます。施設長の責任のもと保育所児童保育要録を作成し就学先の小学校に郵送しています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルが整備され、全体的な計画他や指導計画の中でも健康管理について設定されています。毎月身体測定を行い、園保管の「すこやか手帳」に記録しています。健康診断と歯科健診をそれぞれ年に2回実施し、その結果は保護者に対して書面で伝えています。保育中の体調変化やけがについては保護者に対し電話連絡をし、帰宅後やその後の状況の確認もしています。けがについては「外傷記録」に記録をしておき、けがの状態等は職員全員が確認できるようになっています。既往歴や予防接種の状況については保護者から聞きとり「すこやか手帳」に記載しています。乳幼児突然死症候群(SIDS)については看護師が保健だよりや口頭で保護者に伝えています。午睡時の呼吸状態や姿勢の確認は、0歳児は5分おき、1歳児は10分おき、2歳児は15分おきに行い、状態の変化は保育士間での連絡・報告を密に行っています。</p>		

【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年に2回ずつ行う健康診断、歯科・口腔内健診の結果は「すこやか手帳」に記載するとともに看護師から口頭で関係職員に周知しています。健康診断、歯科・口腔内健診の結果を基に、看護師を中心として保健計画に反映しています。歯科健診の結果をもとに2歳児から歯ブラシを持参してもらい、歯磨きやうがいについての指導をしています。子どもに対しては歯科衛生士から歯磨きやうがいの大切さや必要性を伝え、自ら行いたい意欲をもてるように指導しています。保育士が一人の子どもの歯磨きに付いてしまうと他の子どもの危険に気づかないリスクが高いことから、基本的に仕上げ磨きはしていません。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づきアレルギー対応マニュアルを作成しています。入園時にアレルギー疾患や慢性疾患の有無や内容等を確認し記録し、保育士に周知しています。看護師は青葉区のクリニックが行うアレルギー研修に参加し、アレルギーの種類や緊急時対応等について学びマニュアルの作成に活かしています。また園内の研修で内容を保育士等に周知しています。食物アレルギーについては入園時に保護者に食べたことがない物も含め確認し、医師の指示や自宅での対応に基づき保育を行っています。現在重度の食物アレルギーを持つ子どもはいませんが、食事の提供の際には除去食や代替食は皿の色を変え、テーブルも分けた上で複数保育士が確認し通常食より先出しをしています。台拭きも専用のものを使用しています。アレルギーのある子どもやその内容、除去食の対応等についてはPCにて情報を管理しています。</p>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年間食育計画を立て年齢ごとに、食材を育てる、食材を洗う、手で調理に関わる、道具を使い調理に関わる等の楽しみを知る、食べることの楽しさを知る、食と命のつながりを知る、栄養のバランス等を学ぶ等の機会を段階的に作っています。季節に合わせて流しソーメンや餅つきも行っています。栽培・収穫した野菜は家庭に持ち帰ることもしています。食器は陶器製のものを使用し、園と家庭で近い環境で食事ができるように配慮しています。食事提供の際には子どもそれぞれが摂取しきれぬ量を確認したうえで配膳し、完食できる喜びを得られるようにしています。嫌いな物がある場合はひと口でも食べられるよう見守り、必要があれば細かく刻む等の配慮もしています。食器については特に年齢では区切らず、子どもそれぞれの興味や発達状況を鑑みスプーン、フォーク、箸等の使用をはじめています。</p>		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>メニュー作成や調理は委託会社の栄養士、調理師、調理補助が行っています。毎食保育士が喫食簿を付け、調理師が残食を確認しています。調理師等は各クラスの喫食簿を確認する他、子どもの食事の様子を巡回し、実際に喫食状況や嗜好等を確認しています。その結果は栄養士、調理師間で共有し食材の切り方や調理方法、その後のメニュー作成等に生かしています。子どものアレルギーの把握には細心の注意を払う他、好き嫌い等子ども一人ひとりの個別の対応についても保育士と協力して検討しています。メニュー作成は季節の野菜を取り入れ、子どもが食と季節の関連に興味をもてるように配慮しています。クッキング活動を通して実際に食材に触れたり調理に関わることで食に興味をもてる工夫をしています。安全への配慮として消毒や洗浄等についてのマニュアルを作成し、手指の消毒液は保育士や保育室のものとは分け、調理師は専用のものを用意しています。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 日々の子どもの様子については、電子連絡帳を利用して保護者と情報交換をしています。クラスの保育の様子が分かるように、写真アルバムも見られるようになっています。毎日の送迎時には保護者と丁寧に接して、信頼関係を深めるように努めています。年2回の懇談会では、スライドなどを利用して、保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得られるように説明しています。保育参加(0・1・2歳児)や保育参観(3・4・5歳児)、保護者参加の行事(親子遠足・夏まつり・発表会・スポーツ大会等)を行い、保護者と子どもの成長を共有しています。保護者との情報交換の内容は必要に応じて記録し、職員の共通理解を図っています。毎月、「園だより」「保健だより」「給食だより」「給食だより」を発行しています。「園だより」には、その月のクラスごとの「保育のねらい」を掲載しています。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築き、些細なことでも相談しやすい雰囲気づくりに配慮しています。送迎時などに相談を受けた職員が適切に対応できるように、主任や園長が助言を行っています。相談の内容や保護者の希望により、主任や園長が相談に応じており、相談内容は「面談記録」「会議記録」に記録しています。事前に連絡があった場合は、保護者の就労時間等の個々の事情に合わせて相談を受けるなどの配慮をしています。相談の内容は必要に応じて関係する職員に周知し、継続的なフォローができるようにしています。		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めています。虐待等権利侵害のマニュアルにもとづく研修を実施しており、子どもの心身の状態や家庭での養育の状況を把握して、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないようにしています。登園時の視診でアザやケガがある場合は、保護者と話をして確認するようにしています。虐待等権利侵害の疑いがある場合には、主任に報告して職員間で情報を共有し、子どもの状況を注意深く見守ることにしています。支援が必要な保護者が相談しやすいように配慮し、必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携して対応する体制となっています。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント> クラス会議で、日々の保育実践についての振り返りを行っています。月間指導計画や週日指導計画案・日誌には振り返りの欄があり、計画のねらいと内容、環境構成、保育士の援助が適切であったなど、保育の過程の全体を振り返った記載がされています。指導計画の振り返りにあたっては、子どもの活動や心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮しています。職員一人ひとりが、「振り返りシート」による自己評価を毎月行っており、園長が内容を把握しています。自己評価を踏まえた職員相互の話し合い等は行っておらず、保育所全体の保育実践の自己評価につなげていません。保育士の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながり、保育実践の改善や専門性の向上につながる取組となることが期待されます。		